

訪問看護ステーション料金表（介護・医療）

加算説明及び加算同意書

俊和会さつき訪問看護ステーション

訪問看護ステーション料金表

(指定訪問看護・指定予防訪問看護)

令和6年6月1日現在

(1) 介護保険利用時

(基本)

		時間	単位数	総額	負担割合		
					1割	2割	3割
要介護	看護	20分未満	314単位	3,404円	341円	681円	1,022円
		～30分未満	471単位	5,106円	511円	1,022円	1,532円
		30分～60分未満	823単位	8,922円	892円	1,785円	2,677円
		1時間～1時間30分未満	1128単位	12,228円	1,223円	2,446円	3,669円
	リハ	40分 (2単位)	588単位	6,374円	638円	1,275円	1,912円
		60分 (3単位×0.9)	794単位	8,607円	861円	1,722円	2,582円
要支援	看護	20分未満	303単位	3,285円	329円	656円	986円
		～30分未満	451単位	4,889円	489円	978円	1,467円
		30分～60分未満	794単位	8,607円	861円	1,722円	2,582円
		1時間～1時間30分未満	1090単位	11,816円	1,182円	2,364円	3,545円
	リハ	40分 (2単位)	568単位	6,158円	616円	1,232円	1,848円
		60分 (3単位×0.5)	426単位	4,618円	462円	924円	1,386円

(各種加算)

初回加算（Ⅰ）（初回月）※退院日の訪問		350単位	3,794円	380円	759円	1,139円
初回加算（Ⅱ）（初回月）		300単位	3,252円	326円	651円	976円
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）		600単位	6,504円	651円	1,301円	1,952円
特別管理加算（Ⅰ）		500単位	5,420円	542円	1,084円	1,626円
特別管理加算（Ⅱ）		250単位	2,710円	271円	542円	813円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		6単位	65円	7円	13円	20円
退院時共同指導加算		600単位	6,504円	651円	1,301円	1,952円
ターミナルケア加算		2500単位	27,100円	2,710円	5,420円	8,130円
長時間訪問看護加算		300単位	3,252円	326円	651円	976円
複数名訪問加算（Ⅰ） （2人の看護師等）	30分未満	254単位	2,754円	276円	551円	826円
	30分以上	402単位	4,358円	436円	872円	1,308円
複数名訪問加算（Ⅱ） （看護補助者）	30分未満	201単位	2,179円	218円	436円	654円
	30分以上	317単位	3,437円	344円	688円	1,031円

営業時間外の (基本料金に対して)

早朝 (午前6時～午前8時) ・ 夜間 (午後6時～午後10時)	25%増し
深夜 (午後10時～午前6時)	50%増し

(2) 利用料金の目安

	内容	総額	自己負担額
基本料金	看護	円／回	円
	リハビリ	円／回	円
各種加算	サービス提供体制強化加算	円／回	円
	緊急時訪問看護加算	円／月	円
	特別管理加算	円／月	円
		円／	円
支払金額の目安（円／月）	基本料金×1週当の回数×4週＋各種加算＝ 円／月		

(3) 保険給付対象外の費用

種類	利用料
エンゼルケア	15,000円
必要物品（おむつ・医療材料等）	実費
自助具の作成	材料費のみ実費
自主トレーニングに必要な器具	実費
必要に応じて公共交通機関等（タクシー含む）を利用した場合の運賃	実費

(4) 交通費

吹田市、豊中市は無料です。（以外の地域は実費となります）

夜間及び営業時間外、緊急時等で交通機関を利用した場合は、実費をいただきます。

(5) キャンセル料

訪問中止、変更等のご連絡はなるべく前日までにお願いします。

当日午前9時までにご連絡がない場合は、利用料の全額負担をしていただくことがあります。

(6) 支払方法

当月のご利用料請求書は翌月20日頃までに発行し、お支払いを受けた時は領収書を発行します。

口座振替、現金又は振込による方法でお支払いいただきます。

三井住友銀行 千里中央支店 普通 519441
口座名義： 医療法人俊和会 理事長福田俊夫

※利用料、利用者様負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

各種加算について

通常の訪問に必要な料金の他に、御利用者の状態やサービス内容によって加わる料金の事です。

【介護保険】

	1割	2割	3割
初回加算Ⅰ ・新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して病院等から退院した日に初回訪問を行なった場合に月に一回だけ算定される。 ・初回加算Ⅱを算定している場合は算定できない。 ・退院時共同指導加算算定時は算定できない。	380円	759円	1139円
初回加算Ⅱ ・新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合、初回訪問を行なった月に一回だけ算定される。 ・介護認定が要介護→要支援、要支援→要介護と変わった際も算定対象となる。 ・初回加算Ⅰを算定している場合は算定できない。 ・退院時共同指導加算算定時は算定できない。	326円	651円	976円
退院時共同指導加算 病院、介護老人保健施設等から退院・退所する際、訪問看護ステーション等の看護師等が病院等の主治医、その他従業者と共同して在宅での療養上の指導を行った場合に算定される。	651円	1301円	1952円
緊急時訪問看護加算Ⅰ ・利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制を整えているステーションで加算できる。 ・緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理等の体制の整備が行われている。	651円	1301円	1952円
特別管理加算Ⅰ			

1・在宅悪性腫瘍患者の指導管理を受けている状態。(医療機関において、在宅における鎮痛療法や悪性腫瘍の化学療法を行っている) ※注射による注入 ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態。 ・気管カニューレを使用している状態。 ・留置カテーテル（バルンなど）を使用している状態。	542円	1084円	1626円
特別管理加算Ⅱ 2 在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅人工呼吸指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理 3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 4 真皮を超える褥瘡の状態にある者 5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	271円	542円	813円
ターミナルケア加算 自宅で最期まで過ごし続ける為に心身とも集中的に看護ケアを提供する場合に算定される。 ・24時間連絡できる体制を確保し、必要に応じて訪問できる体制を整備していること。 ・体制の届出を行っていること。 ・主治医との連携の下に、ターミナルケアに係る計画、支援体制について利用者とその家族に説明し、同意を得てターミナルケアを行っていること。 ・旅立たれるまでの14日以内に2日（末期の悪性腫瘍等の特定の利用者については1日）以上ターミナルケアを行っていること。 ・ターミナルケアの提供について必要な事項が(事業所内において)適切に記録されていること。	2710円	5420円	8130円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）			

サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、その取り組みを行っている訪問看護ステーションが算定できる。 ・すべての看護師等に対して、個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実施していること。 ・利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議をおおむね1カ月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録していること。 ・すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担して、少なくとも1年に1回以上健康診断等を実施していること。 ・看護師等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。	7円	13円	20円
長時間訪問看護加算 特別な管理(特別管理加算ⅠⅡ)を必要とする利用者に対して、1時間30分を超えて訪問看護を提供することで算定できる ・あらかじめケアプランに計画されていること。 ・ケアプランに計画されていない時は延長時間分は実費となる。	326円	651円	976円
複数名訪問看護加算(Ⅰ) 1人で看護を行うことが困難な場合に算定する。事情がなく、単に2人が同時に訪問しただけでは算定できない。 ・身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる。 ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる。 ・その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる。 ・利用者やその家族から複数名で訪問を行うことの同意を得ていること。 ・同時に2人の看護師等による訪問であること。	30分未満 276円	551円	826円
	30分以上		
	436円	872円	1308円
複数名訪問看護加算(Ⅱ) ・複数名訪問看護加算(Ⅰ)と同様 ・同時に1人の看護師等と1人の看護補助者による訪問であること。	30分未満 218円	436円	654円
	30分以上		
	344円	688円	1031円
時間外加算	早朝・夜間		

月2回目以降の場合に時間外加算を算定する。

・ 早朝(午前6時～8時)・ 夜間(午後6時～10時)

・ 深夜(午後10時～午前6時)

25%増し

深夜

50%増し

訪問看護ステーション料金表

(指定訪問看護・指定予防訪問看護)

令和6年6月1日現在

(1)医療保険利用時
(基本料金)

	総額	負担割合		
		1割	2割	3割
訪問看護基本療養費(Ⅰ) (看護師)	週3日まで	5,550円	555円	1,110円
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円
訪問看護基本療養費(Ⅰ) (理学療法士・作業療法士等)	週3日まで	5,550円	555円	1,110円
	週4日目以降	5,550円	555円	1,110円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	1回	8,500円	850円	1,700円
訪問看護管理療養費	月の初日	7,670円	767円	1,534円
	2日目以降(1日につき)	3,000円	300円	600円

(各種加算)※病状や条件によっては以下の料金等が加算されます。

特別管理加算		2,500円	250円	500円	750円
	(重症者)	5,000円	500円	1,000円	1,500円
複数名訪問看護加算	看護師等(週1回限)	4,500円	450円	900円	1,350円
	看護補助者(週3回まで)	3,000円	300円	600円	900円
	(厚生労働大臣が定める場合)				
	1日1回	3,000円	300円	600円	900円
	1日2回	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	1日3回以上	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
難病等複数回訪問加算	1日に2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日に3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
緊急訪問看護加算	1日につき(1回に限り)				
	月14日目まで	2,650円/日	265円	530円	795円
	月15日目以降	2,000円/日	200円	400円	600円
24時間対応体制加算		6,800円/月	680円	1,360円	2,040円
乳幼児加算(6歳未満) 1日につき(1回に限り)	厚生労働大臣が定める ものに該当する場合	1,800円/日	180円	360円	540円
	上記以外の場合	1,300円/日	130円	260円	390円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算(1回)		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	長時間(90分以上)	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費		1,500円	150円	300円	450円
長時間訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円
夜間・早朝訪問看護加算(6時～8時・18時～22時)		2,100円	210円	420円	630円

深夜訪問看護加算(22時～6時)	4,200円	420円	840円	1,260円
ターミナルケア加算 (特別養護老人ホーム等)	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)	780円/月	78円	156円	234円
訪問看護医療DX情報活用加算(月に1回)	50円	5円	10円	15円

※基本料金及び加算料金に対して各種医療保険毎に自己負担割合が定められています。

(2)保険給付対象外の費用

種類	利用料
エンゼルケア	15,000円
必要物品(おむつ・医療材料等)	実費
自助具の作成	材料費のみ実費
自主トレーニングに必要な器具	実費
必要に応じて公共交通機関等(タクシー含む)を利用した場合の運賃	実費
営業日以外の訪問(1時間以内)	3,300円

(3)交通費

吹田市、豊中市は無料です。(下記以外の地域は実費となります)

夜間及び営業時間外、緊急時等で交通機関を利用した場合は、実費をいただきます。

(4)キャンセル料

訪問中止、変更等のご連絡はなるべく前日までにお願いします。

訪問当日午前9時までにご連絡がない場合は、利用料の全額負担をして頂くことがあります。

(5)支払い方法

当月のご利用請求書は、翌月20日頃までに発行し、お支払いを受けた時は、

領収書を発行します。

口座振替、現金又は振込による方法でお支払いいただきます。

三井住友銀行 千里中央支店 普通 519441	口座名義：医療法人俊和会 福田俊夫
-------------------------	-------------------

※利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

【医療保険】

	1割	2割	3割
退院時共同指導加算 病院、介護老人保健施設等から退院・退所する際、訪問看護ステーション等の看護師等が病院等の主治医、その他従業者と共同して在宅での療養上の指導を行った場合に算定される。	800円	1600円	2400円
特別管理指導加算 退院時共同指導加算を算定する利用者のうち、特別管理加算ⅠⅡにある利用者に対して退院時共同指導を行う時に算定できる。	200円	400円	600円
退院支援指導加算 病院などの医療期間（保険医療機関）から退院する利用者に対して、退院日に在宅療養上必要な指導を行った場合に算定できる。	600円	1200円	1800円
療養上必要な指導の時間が90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超得た場合に限る。	840円	1680円	2520円
24時間対応体制加算 介護保険(緊急時訪問看護加算Ⅰ)と同様。	680円	1360円	2040円
緊急訪問看護加算 訪問看護ステーションが主治医からの指示等を受けて計画外の訪問を行った時に算定できる加算 同一日に複数の訪問看護ステーションから訪問看護を受けている利用者に、緊急の訪問看護を行った場合は、緊急訪問看護加算のみを算定	月14日目まで 265円	530円	795円
	月15日目以降 200円	400円	600円
特別管理加算Ⅰ ・介護保険と同様	500円	1000円	1500円
特別管理加算Ⅱ ・介護保険と同様	250円	500円	750円

ターミナルケア加算 自宅で最期まで過ごし続ける為に心身とも集中的に看護ケアを提供する場合に算定される。 ・在宅、施設等で旅立つ利用者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）に対して、ターミナルケアを実施していること ・旅立たれた日及びその前日14日以内の計15日間に2回以上訪問看護が提供されていること ・訪問看護ステーションの連絡担当者の氏名、連絡先電話番号、緊急時の注意事項等について利用者及びその家族に説明した上でターミナルケアを行っていること ・ターミナルケアの提供について必要な事項が(事業所内において)適切に記録されていること	2500円	5000円	7500円
長時間訪問看護加算 特別な管理を必要とする利用者(特別管理加算Ⅰ又はⅡ)に対して、1時間30分を超えて訪問看護を提供することで算定できる。 ・15歳未満の超重症児又は準超重症児 ・特掲診察料の施設基準等別表第八に掲げる者 ・特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者	520円	1040円	1560円
複数名訪問看護加算 1人で看護を行うことが困難な利用者に対して、同時に複数名で訪問することを評価する加算 以下のいずれかに該当する利用者 ①末期の悪性腫瘍、神経難病等 ②特別管理加算の対象者 ③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる ⑤身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる ⑥その他利用者の状況等から判断して、上記に準ずると認められる	450円 300円 300円 600円 1000円	900円 600円 600円 1200円 2000円	1350円 900円 900円 1800円 3000円
難病等複数回訪問加算 病等の利用者に対して、1日に複数回の訪問看護を行うことで算定できる 厚生労働大臣が定める疾病等の者	1日に2回 450円 900円 1350円		

・末期の悪性腫瘍、・多発性硬化症、・重症筋無力症、・スモン、・筋萎縮性側索硬化症、・脊髄小脳変性症、・ハンチントン病、・進行性筋ジストロフィー症、・パーキンソン病関連疾患、・多系統萎縮症、・プリオン病、・亜急性硬化性全脳炎、・ライソゾーム病、・副腎白質ジストロフィー、・脊髄性筋萎縮症、・球脊髄性筋萎縮症、・慢性炎症性脱髄性多発神経炎、・後天性免疫不全症候群、・頸髄損傷、・人工呼吸器を使用している状態	1日に3回以上		
特別管理加算Ⅰ,Ⅱに該当する状態	800円	1600円	2400円
特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者			
夜間・早朝訪問看護加算 (18～22時・6～8時)	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 (22～6時)	420円	840円	1260円
在宅患者連携指導加算 訪問診療や訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導を実施している医療機関や薬局と情報を共有して、それを基に療養上必要な指導を行うことで算定できる加算	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等 カンファレンス加算 自宅で療養している利用者の状態の急変や診療方針の変更等の際、カンファレンスを行い、適切な診療方針を立てること、診療方針の変更についての情報共有を行うことを評価する加算	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算 喀痰吸引等が必要な利用者	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費 訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、市町村・都道府県や保育所等、保険医療機関等に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合に算定できる療養費 訪問看護情報提供療養費1は、訪問看護ステーションと市町村・都道府県の実施する保健福祉サービスとの有機的な連携を強化し、利用者に対する総合的な在宅療養を推進することが目的とされている。 ・厚労省大臣が定める疾病等 ・特別管理加算ⅠⅡに該当する状態			

訪問看護情報提供療養費2は、訪問看護ステーションの利用者が保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校前期課程、特別支援学校の小学部・中学部に、通園・通学するにあたって、学校等における生活を安全に送ることができるよう、訪問看護ステーションと学校等の連携を推進することが目的とされている。 訪問看護情報提供療養費3は、利用者が保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院に入院または入所し、在宅から保険医療機関等へ療養の場所を変更する場合に、訪問看護ステーションと保険医療機関等の実施する看護の有機的な連携を強化し、利用者が安心して療養生活を送ることができるよう、切れ目のない支援と継続した看護の実施を推進することが目的とされている。 ・利用者及びその家族等からの同意を得ていること ・訪問看護の情報提供書を主治医に提供すること ・訪問看護の情報提供書の写しを、求めに応じて入院先・入所先の保険医療機関等と共有すること ・入院時入所時に情報を活用できるように、速やかに情報を提供すること ・提出した文書の写しを訪問看護記録書に添付し、保管すること	150円	300円	450円
乳幼児加算(6歳未満) 厚生労働大臣が定める者に該当する場合	180円	360円	540円
乳幼児加算(6歳未満) 上記以外の場合	130円	260円	390円
訪問看護医療D X 情報活用加算 訪問看護ステーションの看護師等が、オンライン資格確認により利用者の診療情報を取得し訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う。	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料（I） 訪問看護ステーションに勤務する看護職員やその他の医療関係職種（※）の賃金改善を実施しているステーションへの評価 ※看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等	78円	156円	234円

訪問看護サービス(介護保険・医療保険)の料金表と加算同意書を受領し、説明を受け、必要に応じ加算する事に同意します。

年 月 日

(事業者)
医療法人俊和会
(事業所)

医療法人俊和会さつき訪問看護ステーション 御中

(利用者)

(代理人等)